

# 第4編

---

## 計画の推進体制

パブリックコメント用

第4編 計画の推進体制

### ①庁内の推進体制

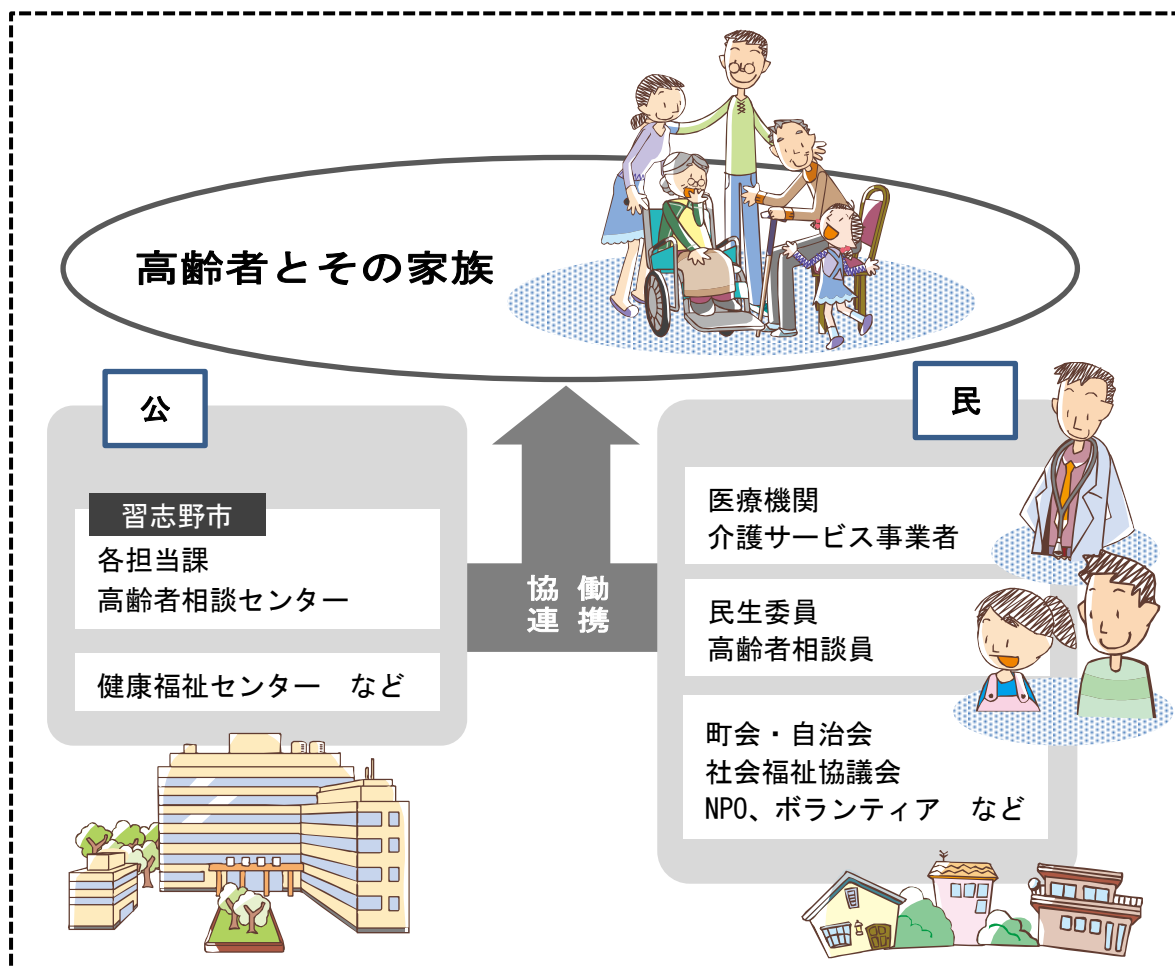
本計画に定める高齢者保健福祉施策及び介護保険事業は、福祉・保健・医療・まちづくり・防災など広範囲の分野が関わっています。

本計画の理念を具体化し、関係施策を効果的かつ計画的に展開していくためには、庁内の関係各課が緊密に連携して、取り組む必要があります。

そこで、健康福祉部を中心とする組織体制で、計画の推進を図ります。

### ②関係団体や地域との連携

様々な人が地域で支え合いに参加するための場の提供や、地域の中での協働・連携をさらに深め、住み慣れた地域の中で、高齢者を支えながら過ごせるような体制づくりを推進します。



### ③近隣自治体との連携及び国、県への要望

計画を着実に進行するため、近隣自治体や県との連携を図るとともに、財政的な支援や制度の改善に向けて必要な事項の要望を、国や県に対して行い、制度の円滑な運用を図っていきます。

### ④計画の進行管理と実績評価

本計画を着実に実行していくためには、進捗状況を客観的に評価し、点検することが必要です。

このため本市では、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、介護保険被保険者、介護サービス事業者から構成する「習志野市介護保険運営協議会」において、介護保険事業や高齢者施策全体にわたり、意見を取り入れながら進行管理を行います。

また、本計画において設定した個別目標（P. 123～126）に対する各年度の実施状況・達成状況について、実績評価を行います。

第8期計画の策定にあたっては、この評価結果を踏まえて策定するものとします。

